

板橋区都市農業経営力強化事業実施要綱

(令和3年6月23日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、区内農業の支援と農地の確保のため、東京都が実施する「都市農業経営力強化事業」を活用し、区内農業を収益性の高い産業へ発展させようとする意欲ある農業者を支援することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業の内容)

第2条 前条の目的を達成するため、区長は、区内農業者に対し、農業経営を向上するために必要な生産基盤の整備の推進に関して指導を行うとともに、基盤整備が必要な施設等について、板橋区都市農業経営力強化事業補助金交付要綱(令和3年6月23日区長決定)に基づき、補助金を交付する。

(本事業の対象者)

第3条 この要綱に基づく事業(以下「本事業」という。)の対象者は、次のいずれかとする。

- (1) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条に基づき農業経営改善計画の認定を受けた農業者(以下「認定農業者」という。)
- (2) 東京あおば農業協同組合

(推進体制)

第4条 区長は、本事業の円滑な推進及び都市農業振興施設整備事業実施要領(令和3年4月1日2産労農振第3015号。以下「都実施要領」という。)第7に基づき都知事の認定を受けた都市農業振興施設整備事業実施計画(以下「事業実施計画」という。)の推進を図るため、都市農業経営力強化事業実施要綱(令和3年4月1日2産労農振第3012号)第6の2に基づき、板橋区都市農業経営力強化事業地域支援チーム(以下「地域支援チーム」という。)を設置する。

2 地域支援チームは、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 事業実施計画の策定に関する指導及び助言に関すること。
- (2) 事業実施計画の推進に関する指導及び助言に関すること。
- (3) 都実施要領第7の1に基づく経営力強化計画の策定に関する指導及び助言に関すること。
- (4) 本事業完了後の評価等フォローアップに関すること。
- (5) その他都市農業経営力強化事業の推進に関すること。

3 地域支援チームは、別表に掲げる者で構成する。

4 地域支援チームにチーム長を置くこととし、板橋区産業経済部赤塚支所長をもって充てる。

5 地域支援チームの庶務は、産業経済部赤塚支所都市農業係において処理する。

6 地域支援チームは、チーム長が招集する。

(報告)

第5条 本事業の対象者は、本事業を開始した年度から5年度の間は毎年度、当該事業の実績について、第1号様式により、当該年度終了後速やかに区長に報告するものとする。

(助成措置)

第6条 区長は、別に定めるところにより、毎年度、予算の範囲内において実施計画に基づく本事業の実施に必要な経費について助成するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、産業経済部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年6月23日から施行する。
- 2 板橋区都市農業活性化支援事業実施要綱(令和元年8月8日区長決定)は、この要綱の決定の日限り、その効力を失う。

別表(第4条関係)

東京都農業振興事務所代表者
東京都中央農業改良普及センター代表者
東京あおば農業協同組合代表者
板橋区産業経済部赤塚支所長

（宛先）板橋区長

所在地
事業者名
代表者名

都市農業経営力強化事業実施状況報告書

年度に実施した都市農業振興施設整備事業の 年度の事業実績について、板橋区都市農業経営力強化事業実施要綱第5条の規定により報告します。

記

別紙のとおり

実施状況報告（第5関係）添付資料参考様式

都市農業振興施設整備事業 実施状況写真整理帳

実施年度		区市町名	
報告年度		事業実施主体名	

施設等No.		
施設等名称		
事業実施前 (年 月 日)		
事業完了後 (年 月 日)		
利用状況 (年 月 日)		

整備した全ての施設等について作成する。

同じ数字の写真は、全て同一の位置及び方向から撮影し、事業実施前、実施後及び利用状況の様子が分かるようにする。